

管理番号 No.

# 契 約 書

(居宅介護支援事業)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者： 医療法人鳳香会

事業所： 居宅介護支援事業所 渡里の里

\_\_\_\_\_ (以下、「利用者」といいます) と医療法人鳳香会 (以下、「事業者」といいます) の宮む居宅介護支援事業所渡里の里 (以下、「事業所」といいます) は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

#### 第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令・その他関係法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

#### 第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 前項の契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出がない場合、契約は前項契約時の同一内容にて、次の有効期間満了日まで自動更新されるものとします。

#### 第3条 (介護支援専門員)

事業者は、属する介護支援専門員において、利用者へのサービス担当者を任命し、居宅介護支援全ての業務に従事します。

#### 第4条 (居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援し

ます。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

#### 第5条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 少なくとも月1回、利用者宅を訪問し利用者およびその家族と面談し、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

#### 第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹

介その他の支援をします。

#### 第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

#### 第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理を作成し、茨城県国民健康保険団体連合会に提出します。

#### 第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

#### 第10条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの完結の日から5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

- 4 第12条1項から3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

#### 第11条 (料金)

当事業所が提供する居宅介護支援利用料は、別紙重要事項説明書のとおりです。

#### 第12条 (契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。但し契約解除により事業所に損害とみなされる事案が発生した際、賠償責任を問うことがあります。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をにおいて理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合
  - ③ 利用者が死亡した場合

### 第13条 (秘密保持)

- 1 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意とみなします。

### 第14条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

### 第15条 (身分証携行義務)

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### 第16条 (相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

#### 第17条 (善管注意義務)

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

#### 第18条 (本契約に定めない事項)

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第19条 (裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものと  
します。

契約締結日                    令和            年            月            日

【利用者】

住 所

氏 名

印

(代理人)

住 所

氏 名

印

本人との関係

【事業所】

住 所：310-0902 水戸市渡里町 285 番 1

事業所名：居宅介護支援事業所 渡里の里

( 指定番号 第 0870105640 茨城県)

【事業者】

住 所：311-1136 水戸市東前二丁目 28 番地

法人名：医療法人鳳香会

代表者名：理事長 林 瑞香 印

(令和8年2月1日改定版)



管理番号 No.

# 重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者：医療法人鳳香会

事業所：居宅介護支援事業所 渡里の里

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和8年2月1日現在]

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (029-303-8121) (月～金曜日 9:00～18:00)

担当 介護支援専門員 \_\_\_\_\_

ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2. 居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 渡里の里
所在地	水戸市渡里町 285 番 1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (茨城県第 0870105640 号)
サービスを提供する 実施地域※	水戸市・ひたちなか市・城里町・那珂市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 事業所の職員体制

管理者 1名

介護支援専門員 1名以上

### (3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後6時まで

※ 土・日曜・祝日・12月30日～1月3日は休業)

### (4) 営業時間外緊急連絡先 029-353-6300

介護老人保健施設渡里の里で24時間対応し、介護支援専門員に連絡をします。

### 3. 居宅介護支援内容

(1) インテークワーク

初回の相談依頼を受けて、利用者、家族と面談します。

(2) アセスメント

利用者の居宅を訪問して、利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後居宅サービス計画原案の作成をします。

(4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案に基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

(5) 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します。

(6) モニタリングの実施

少なくとも月 1 回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し結果を記録します。

(7) 居宅サービス計画の変更

利用者の状態が変化した場合等は速やかに居宅サービス計画の変更のための、上記 (2) から (5) の実施をします。

(8) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- ・指定居宅介護支援事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、

その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ・利用者は居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能である。

(9) ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、事業所に、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護保険サービス情報公開制度において公表することを実施します。

- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合。 ※別紙参照

#### 4. 利用料金等

（要介護又は要支援認定を受けた方は、介護保険制度により当事業所に費用が給付されるので自己負担はありません。）

(1) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費が必要で、その詳細は下記の通りです。

移動手段	交通費
① 公共交通機関	実費
② 車	1キロあたり100円(通常の実施地域を超えた時点から)

(2) 解約料

いつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

5. サービス内容に関する苦情

相談窓口では当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。別に下記の当事業所以外の、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

窓口	担当	住所	電話
居宅介護支援事業所	相談苦情担当(森田)	水戸市渡里町285-1	029-303-8121
水戸市役所	介護保険課	水戸市中央1丁目4-1	029-232-9177
ひたちなか市役所	介護保険課	ひたちなか市東石川2-10-1	029-273-0111
那珂市役所	介護長寿課	那珂市福田1819-5	029-298-1111
城里町役場	長寿応援課	東茨城郡城里町石塚1428-25	029-288-3111
国民健康保険団体連合会	介護保険課	水戸市笠原町978-26	029-301-1550

## 6. 秘密の保持

①当事業所は、業務上知り得たご利用者とそのご家族の秘密を厳守致します。

②当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者とそのご家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。

③当事業所は、サービス担当者会議等におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめご利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。

## 7. 事故発生時の対応等

当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 8.当法人の概要

名所・法人種別	居宅介護支援事業所 渡里の里・医療法人
代表者役職・氏名	理事長・林 瑞香
法令遵守責任者氏名	秋山 太郎
本社所在地・電話番号	茨城県水戸市東前 2-28・029-240-5101

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び重要事項について説明しました。

説明日 令和 年 月 日

事業者 【住所】 茨城県水戸市東前 2-28

【事業者名】 医療法人鳳香会

居宅介護支援事業所 渡里の里

印

【重要事項説明者】

印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 【住所】

【氏名】

印

家族代表 【住所】

【氏名】

印

事業者、利用者双方の署名・押印をし、それをもって上記の重要事項の確認を証するため、本書 2

通を作成し、利用者、事業者 1通ずつ保有するものとします。

